

## 結の会 会 則

### (名 称)

第1条 本会は名称を「結の会」とする。

### (目 的)

第2条 本会は、犬のしつけとマナーの向上及び、犬と人とのふれあいをとおして会員相互の親睦をはかり、ドッグランの運営を介して地域社会に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前項の目的を達成する為に、次の事業を遂行する。

- (1) 市民に親しまれ、人と犬に優しいドッグランの開設
- (2) ドッグランの企画及び運営
- (3) その他会長及び会員が、必要と認めた事業

### (会員)

第4条 ルールを守ることができる人は、誰でも会員になることができる。

- (1) 会員になる者は、登録時及び更新時に所定の費用を負担する。
- (2) 尚、(1) で徴収した費用は、登録時及び更新時の事務費及び会の運営費に充当するものとする。
- (3) 場内整備は、会員全員の義務とする。

### (役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- |        |     |         |     |          |      |
|--------|-----|---------|-----|----------|------|
| (1) 会長 | 1 名 | (2) 副会長 | 1 名 | (3) 会計   | 2 名  |
| (4) 書記 | 2 名 | (5) 監事  | 2 名 | (6) 運営委員 | 若干 名 |

なお、必要に応じて役員を設置増減員することが出来る。

### (役員の選出)

第6条 役員は、会員の中より総会において互選する。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表しその会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、会の経理事務処理を行う。
- (4) 書記は、会の議事内容を記録する。
- (5) 監事は、会の会務及び広報、会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 役員会
- (2) 定例会・総会
- (3) 臨時会

2 会議で検討する事項はおおむね次のとおりとする。

- |   |               |   |           |
|---|---------------|---|-----------|
| イ | 予算・決算         | ロ | 事業計画・事業報告 |
| ハ | 会則の改定         | 二 | 役員の改選     |
| ホ | その他必要と認められた事項 |   |           |

(会議の招集および議決)

第10条 会議は、会長が召集し議長を任命する。

- (1) 役員会は、役員の3分の2（委任を含む）の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決議する。
- (2) 定例会・総会、臨時会の議事は、出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は議長の議決権による。

(退会)

第11条 会員が次の各号に該当する場合、本会を退会することができる。

- (1) 結の会会長が別に定める退会の意思を示す届を提出した場合。
- (2) 本人が、結の会としての活動をすることが出来なくなったとき。
- (3) 再三の指摘や注意にもかかわらず、ルールや規則違反を繰り返す会員に対し、役員会に諮り出席者の過半数の賛成があれば、会長権限により退会させることが出来る。

その場合以後1年間は再登録が出来ないものとする。

(会計)

第12条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(開場当番)

第13条 開場当番をするに当たり、結の会が開催する講習会を受講して  
開場当番認定証を取得しなければならない。

附則

- 1 この会則は、結の会の発足した平成18年10月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成23年6月1日より施行する。(第5, 6, 7条改正)
- 3 この会則は、平成24年6月1日より施行する。(第5, 10条改正, 第12条追加)
- 4 この会則は、平成25年6月1日より施行する。(第5条改正)
- 5 この会則は、平成26年6月1日より施行する。(第4条改正)
- 6 この会則は、平成28年6月1日より施行する。(第5条改正)
- 7 この会則は、令和元年6月1日より施行する。

(第5条改正、第11条(3), 第13条追加)